

# 国内外における新エネルギーを取り巻く動向

三重県では平成 12 年 3 月に「三重県新エネルギービジョン」を策定し、新エネルギーの導入促進に取り組んできた。前回ビジョンの改定を行った平成 17 年 3 月以降の主な新エネルギーを取り巻く国内外の状況の変化は次のとおりである。

## 1. 国際的な動向

### (1) エネルギーをめぐる情勢と新エネルギー

#### 1) 世界のエネルギー供給構造の変遷と見通し

世界の一次エネルギー供給は、図 1-1 に示すように 2007 年まで増加の一途をたどってきている。

内訳を見ると、原油については、各国がオイルショックの経験を踏まえて石油依存低減、エネルギー効率向上(省エネルギー)等のための諸施策を講じてきたことにより、比率は徐々に低下し、2007 年現在、一次エネルギーに占める比率は 34.3%と若干減少している。しかし、依然として、他のエネルギー供給源の中で占める割合は、最も多い。

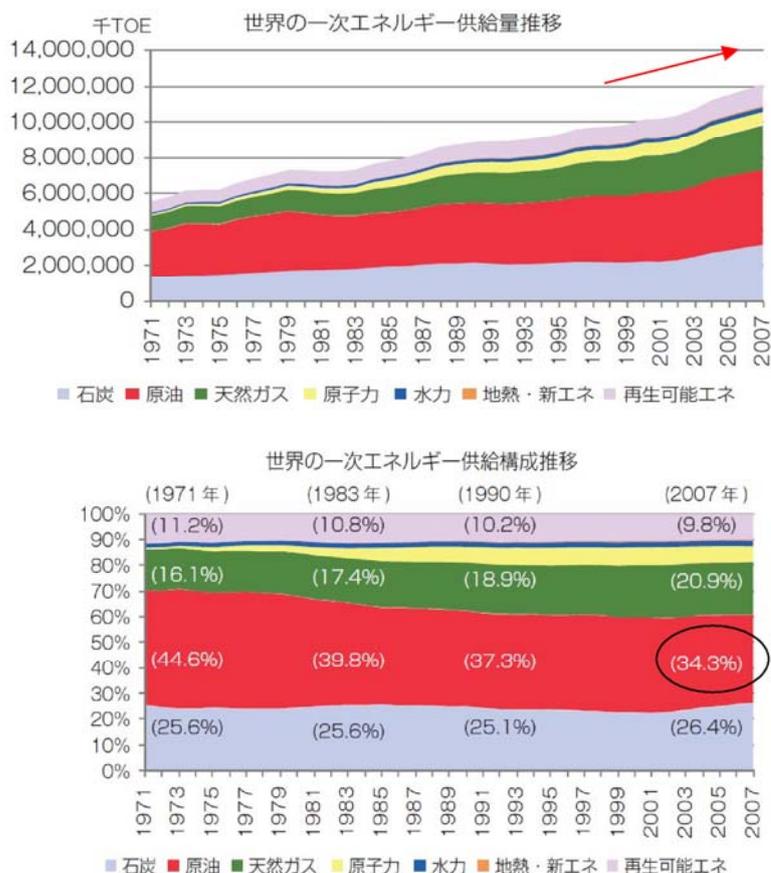


図 1-1 世界の一次エネルギー供給

出典：IEA「Energy balance of OECD Countries, Non-OECD Countries, 2009 edition」

今後（2030年）の世界のエネルギー需給見通しは、図 1-2 に示すようにアジア諸国を中心に需要が増加し、全体で約 1.4 倍になると見込まれる。

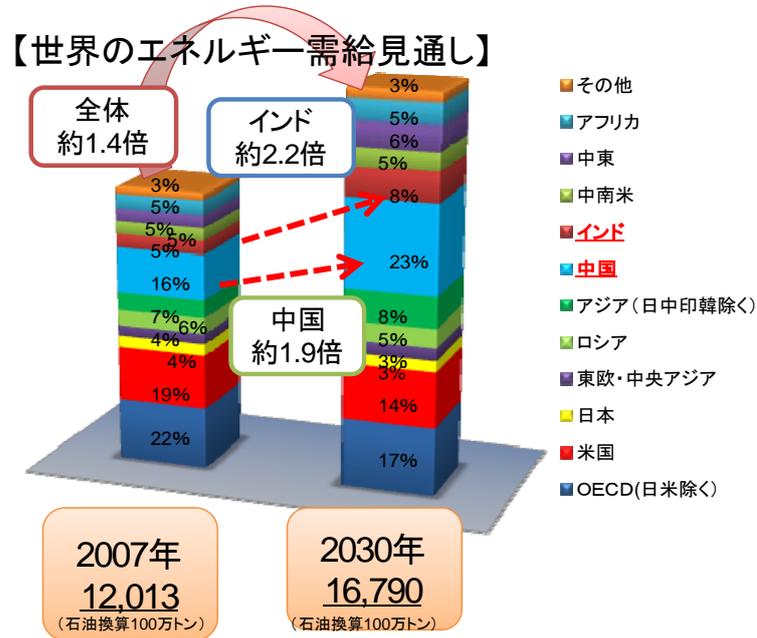


図 1-2 世界のエネルギー需給見通し

出典：World Energy Outlook 2009

## 2) 化石燃料の可採年数

現在のペースでエネルギーを使用し続けると、石炭や石油、天然ガスなどの化石燃料については、石油は 42.0 年、天然ガス 60.4 年、石炭は 122 年で使い果たしてしまうといわれている。

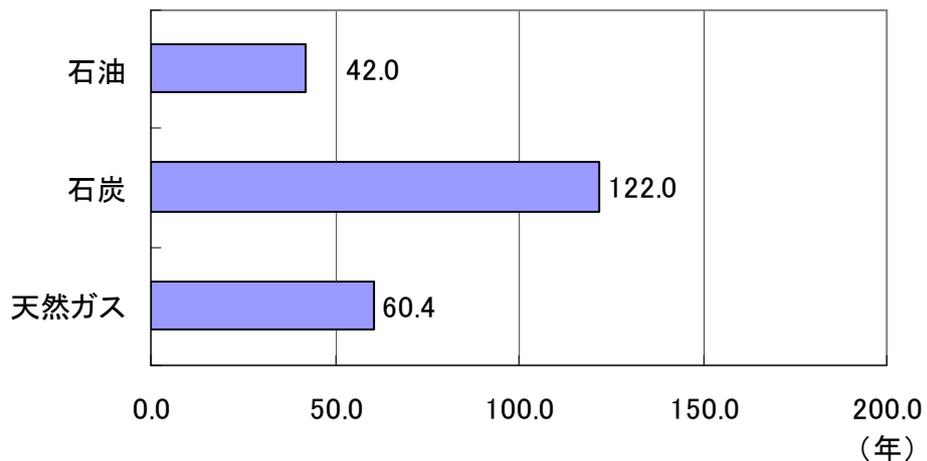


図 1-3 化石燃料の可採年数

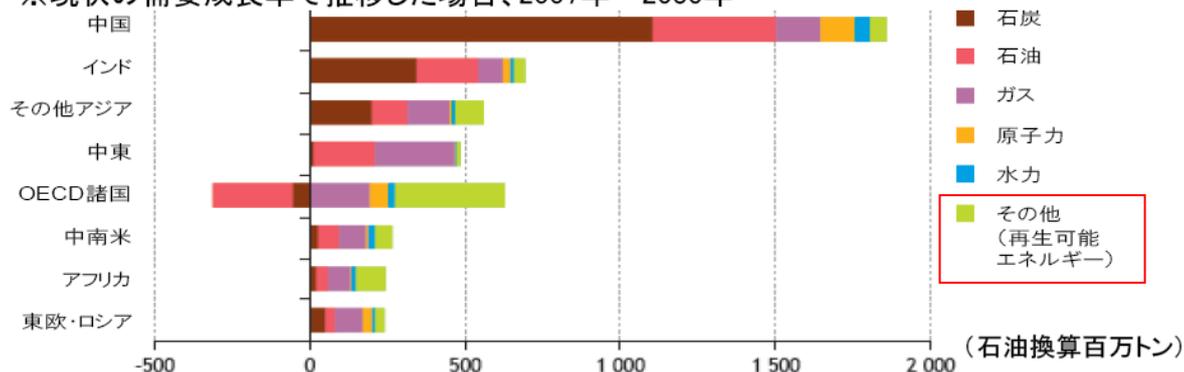
資料：平成 21 年度エネルギー白書より作成

### 3) 再生可能エネルギーに関する国際的関心の高まり

図 1-4 に示すように、世界的に再生可能エネルギーの需要は今後拡大していくことが見込まれている。その背景には、中国、インドを始めとした新興国でのエネルギー需要拡大増、エネルギー資源争奪の加速化による世界全体での化石燃料の価格上昇が見込まれることによるものと考えられている。

#### 各地域のエネルギー源別一次エネルギーの増減見通し

※現状の需要成長率で推移した場合、2007年～2030年



※その他には、バイオマス、廃棄物、風力、地熱、太陽光、太陽熱、潮力、波力を含む。

(現状の需要成長率で推移した場合の 2007～2030 年の増減)

図 1-4 種類別のエネルギー需要の増減見通し

出典：IEA 「World Energy Outlook 2009」

また、再生可能エネルギーに対する投資額は、化石燃料の価格が高騰し始めた 2005 年頃から増加傾向にある。雇用創出、産業育成等の観点から、各国政府により積極的な財政出動が行われており、民間資金の投入も拡大している状況である。(金融危機等の影響より 08 年後半から一時的に減少)。



図 1-5 世界の再生可能エネルギー等への投資動向 (4 半期毎)

(注) 投資額に太陽光、風力発電やバイオ燃料等の再生可能エネルギーに加えて、省エネルギー、他低炭素技術等が含まれる。

出典：UNEP SFEI 「Global Trends In Sustainable Energy Investment 2009」

## (2) 国際的な取り組み

### 1) IPCC 第4次報告

IPCC 第4次評価報告書は、2007年に国連の下部組織である「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)によって発行された、地球温暖化に関する最新の知見をまとめた報告書である。

報告書では、人類の活動が地球温暖化を進行させていること、それにより深刻な被害が生じる危険性があることを指摘している。具体的には、1750年代の産業革命以降、急激な技術革新や経済発展が進んだ結果、化石燃料の消費が増加し、20世紀に入ってから100年間で、温室効果ガスの一つである二酸化炭素の濃度が急増した。その結果、地球の平均気温は0.74℃上昇しており、2100年には気温が最大で6.4℃上昇すると予想されている。

地球温暖化防止のために、二酸化炭素の排出量削減のための取り組みが求められており、「エネルギー源の多様化」、「効率性の確保」、「地球温暖化対策への貢献」等の観点から非化石エネルギーの導入促進が急務となっている。

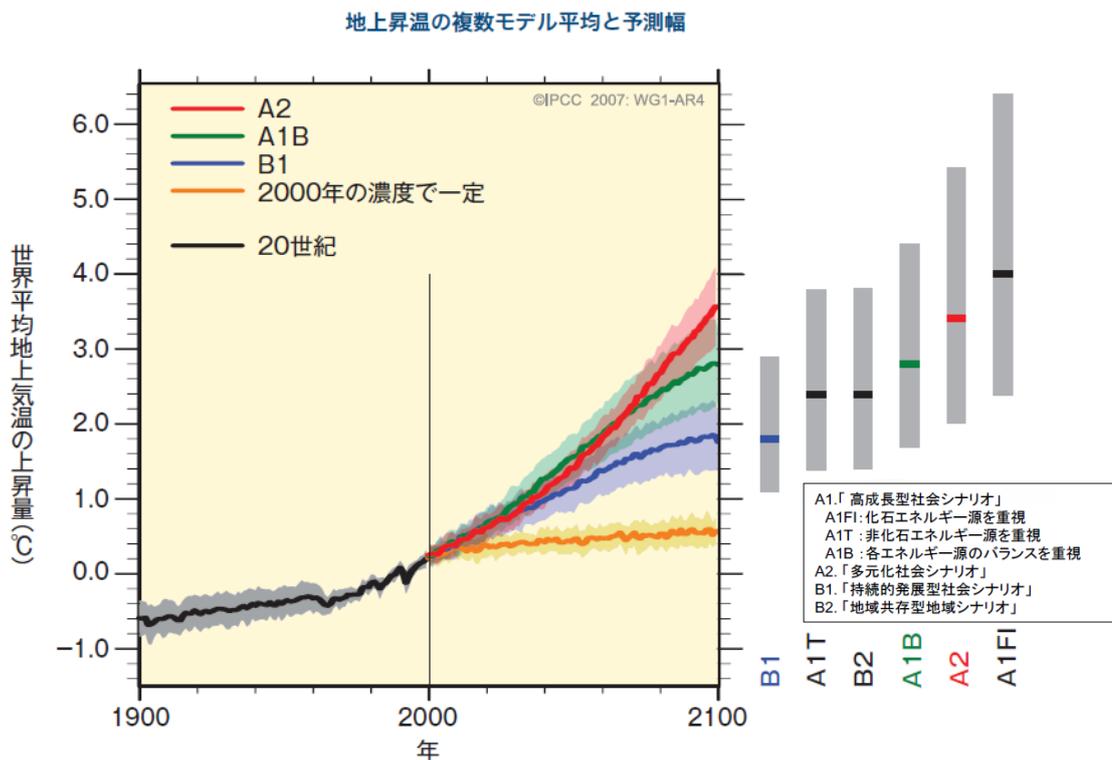


図 1-6 21世紀末における世界平均地上気温の昇温予測

出典：IPCC 第4次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約（気象庁）

## 2) 第15回気候変動枠組条約締約国会議 (COP15)

2000年以降のCOP\*の中でも、特に注目された会議が、2009年12月にデンマーク・コペンハーゲンで開催されたCOP15である。この会議では、2013年以降の京都議定書につづく地球温暖化防止の枠組み、いわゆる「ポスト京都議定書」について合意するため、約190カ国の国々が集まって議論された。「コペンハーゲン合意」の概要は、以下に示すとおりである。世界全体で温暖化対策への取り組みを強化する方向性や、そのための新興・途上国への資金支援が合意された。

※COP：締約国会議 (Conference of the Parties) の略で、環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。

### 「コペンハーゲン合意」の概要

- ◆ 科学的知見に基づき、世界の気温上昇を2度以内に抑制するための対策を強化する。
- ◆ 先進国は、京都議定書より強化した2020年までの削減目標を2010年1月末までに提示する。
- ◆ 途上国は、排出削減行動計画を2010年1月末までに提示する。先進国から技術、資金支援を受けた場合は、国際的な検証ルールに基づいて排出削減効果等が監視される。
- ◆ 先進国は2010～2012年に総額300億ドル規模の新たな追加的資金を途上国支援のために提供する。さらに2020年までに年1,000億ドルの支援資金を共同で拠出する目標を定める。

注：我が国は、「25%削減 (1990年度比)、ただし、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提とする」目標を提出している。なお、米国は「17%程度削減 (2005年比)、ただし、成立が想定される米国エネルギー気候法に従うもの」、EU及びその加盟国は「20%削減 (1990年比)」とする目標を提出している。

## 3) 各国の動向

IPCC第4次報告の結果を受け、世界各国の地球温暖化対策に対する状況は一変した。

米国では、2008年に米国のオバマ政権が景気対策の一部として、環境・エネルギー分野への集中的な投資を行うグリーン・ニューディール政策を打ち出した。「再生可能エネルギーへの1500億ドルの投資 (10年間)」や500万人のグリーン雇用の創出を掲げている。また、再生可能エネルギーの供給量を3年で倍増し、発電に占める割合を2012年までに10%、25年には25%に高めることも目標に掲げている。

米国のほか、EUも温室効果ガスの80%程度の大幅削減を提唱している。ドイツやスペインにおいては、2000年代後半から、再生可能エネルギーの固定価格買取制度 (フィードイン・タリフ) を実施し、導入量が急速に拡大している。

このように、先進国間では共通して温室効果ガスの高い削減目標が掲げられているが、削減にあたっては、省エネルギーの推進だけでは達成不可能である。つまり、エネルギーの低炭素化、化石燃料依存からの脱却が必要であり、そのためには、太陽光や風力など再生可能エネルギーの大胆な導入等が不可欠とされている。

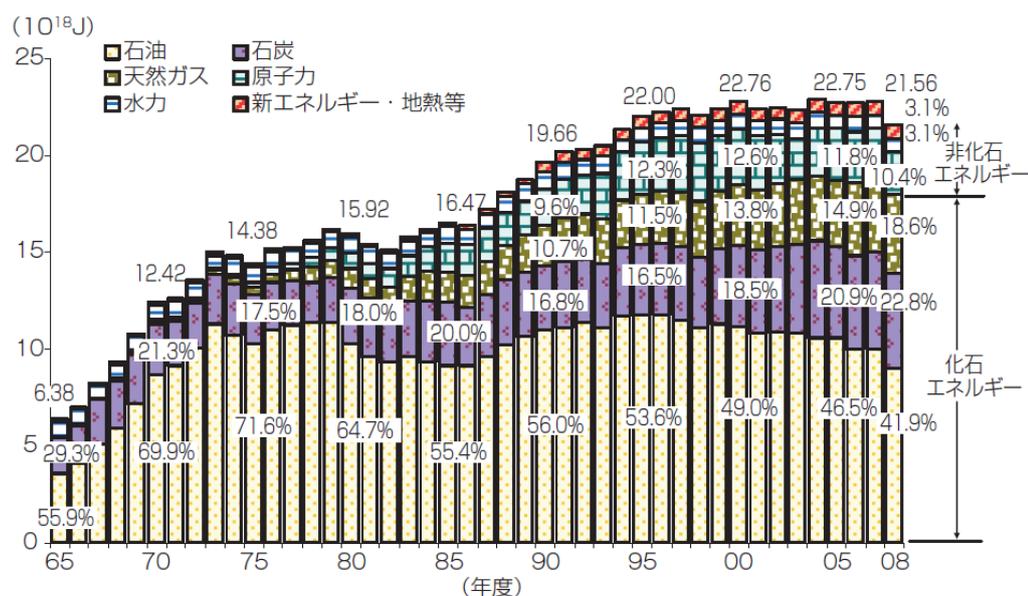
## 2. 国内動向

### (1) 我が国のエネルギー供給構造

#### 1) 国内の一次エネルギー供給

日本の一次エネルギー供給推移を、図 2-1 に示す。我が国の高度経済成長期をエネルギー供給の面で支えたのが石油であり、1973 年度には一次エネルギー国内供給の 75.5% を石油に依存していた。しかし、二度の石油危機をきっかけに、石油依存度は低減し、石油に代わるエネルギー（天然ガス、原子力など）の導入が促進されてきた。

その結果、一次エネルギー国内供給に占める石油の割合は、2008 年度には 41.9% と 1973 年の第一次オイルショック時 (75.5%) から大幅に改善され、その代替として、石炭 (22.8%)、天然ガス (18.6%)、原子力 (10.4%) の割合が増加する等、エネルギー源の多様化が図られている。なお、一次エネルギー国内供給に占める「新エネルギー・地熱等」の割合は 3.1% となっている。



注：「総合エネルギー統計」では、1990 年度以降、数値について算出方法が変更されている。

図 2-1 国内の一次エネルギー供給の推移

出典：平成 21 年度エネルギー白書

## 2) 日本のエネルギー自給率

日本のエネルギー自給率は、図 2-2 に示すように、原子力を含んで 18%、原子力を含まないで 4%であり、国際的に見ても極めて脆弱である。

自給可能なエネルギーの内訳は、バイオマスが 34%を占め、水力（29%）、地熱・太陽光等（17%）、天然ガス（16%）と続いている（図 2-3）。

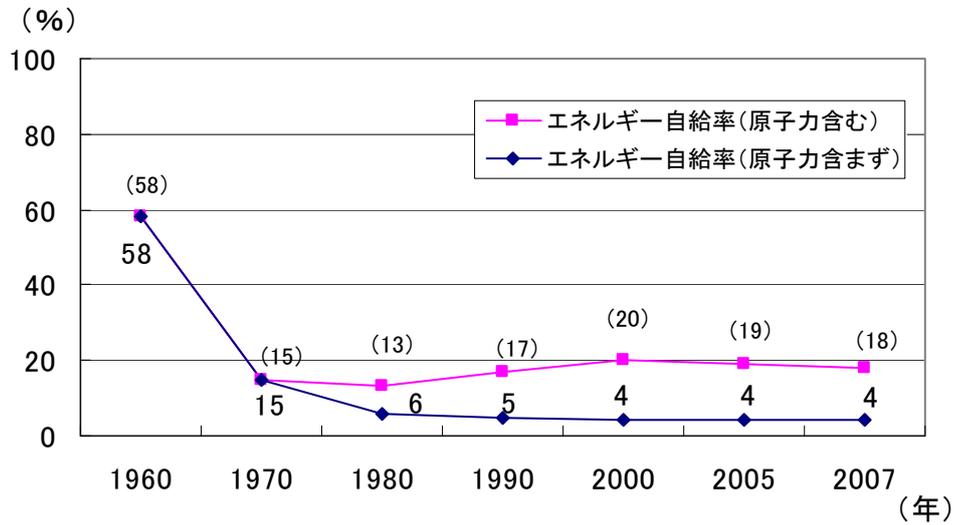
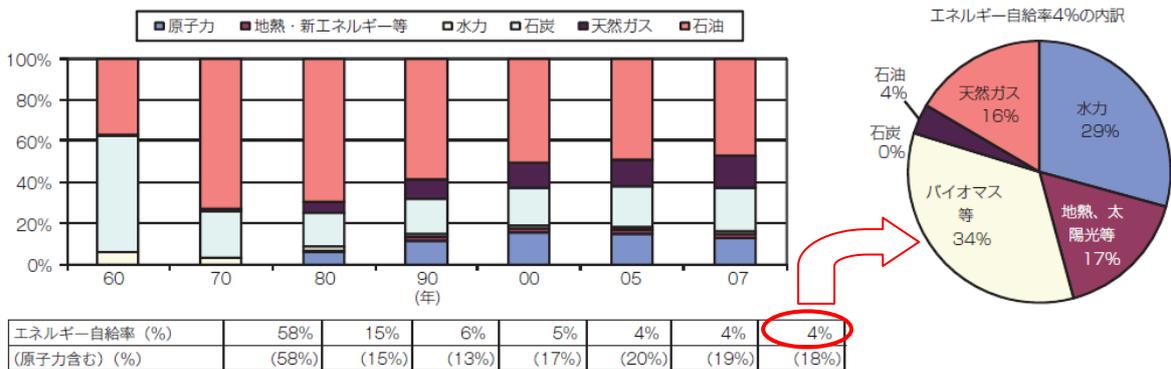


図 2-2 日本のエネルギー自給率の推移

資料：平成 21 年度エネルギー白書より作成



注：生活や経済活動に必要な一次エネルギーのうち、自国内で確保できる比率をエネルギー自給率という。括弧内は原子力を含んだ値。原子力の燃料となるウランは、一度輸入すると数年間使うことができることから、原子力を準国産エネルギーと考えることができる。

図 2-3 日本のエネルギー自給率の内訳

出典：平成 21 年度エネルギー白書

## (2) 国内の取組

### 1) 新エネルギーの定義の変更

新エネルギーとは、日本においては法律\*で「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義されている。

平成 20 年 4 月の新エネ法の改正により、図 2-4 に示すように新エネルギーの定義が変更された。

※新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法、略称新エネ法

#### 【主な変更点】

- ・ 天然ガスコージェネレーション、燃料電池、クリーンエネルギー自動車<sup>2</sup>が定義から削除され、革新的なエネルギー高度利用技術として整理された。また、廃棄物発電が削除された。



図 2-4 新エネルギーの定義

出典：資源エネルギー庁 HP

## 2) 新エネルギーに関する中長期目標

### ① 温室効果ガスの80%削減目標（2050年）

我が国の2050年を目標とする長期目標は、平成21年、当時の鳩山首相が「2050年までに90年比で80%の温室効果ガスを削減」すると表明したことに基づく。

#### ※ 地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ（小沢試案）

2050年までの温室効果ガスの80%削減を実現するために、小沢環境大臣が平成22年3月に提示した中長期ロードマップの中では、図2-5に示すような対策及び導入量が設定されている。この中で、再生可能エネルギーの取り組みとしては、太陽光発電の導入量を2005年の約150倍にすることや、洋上にも陸上と同程度の風力発電を設置・稼働すること、バイオマス燃料の供給量の確保などが示されている。

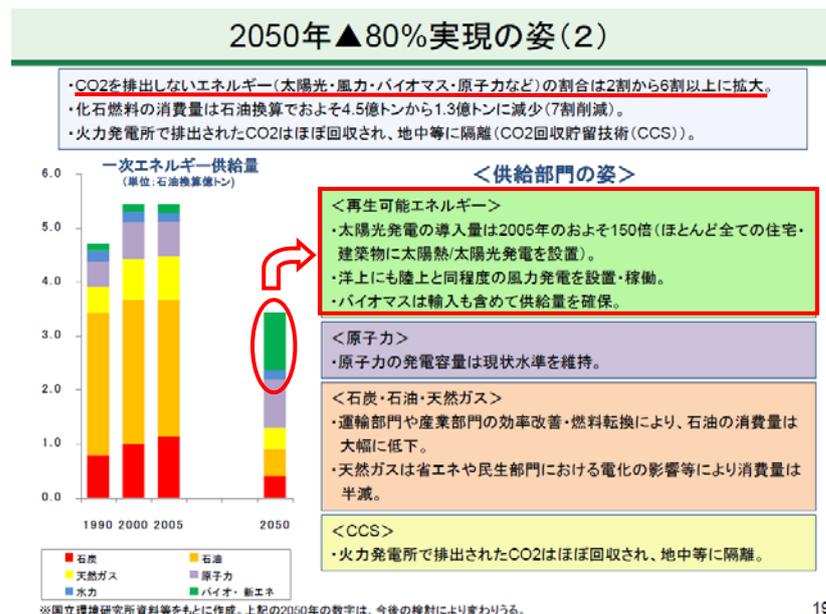
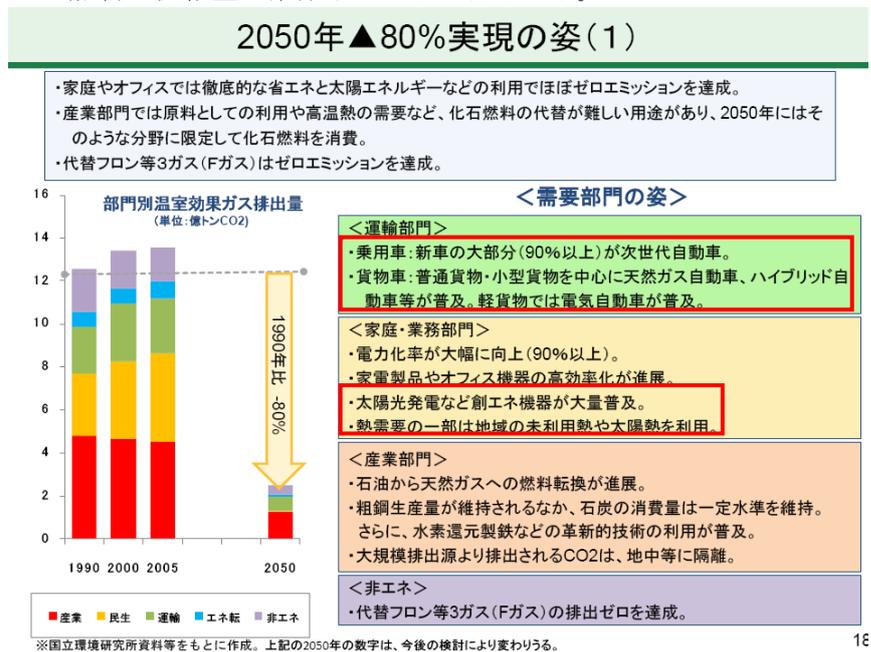


図 2-5 2050年に90年比80%削減を実現するための対策・施策

出典：地球温暖化対策に係る中長期ロードマップの提案（環境省）

## ② エネルギー基本計画

エネルギー基本計画は、エネルギー政策基本法に基づくエネルギー需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画である。ここ数年の資源・エネルギーを取り巻く大きな環境変化や、成長戦略の策定や地球温暖化対策に係る検討とも連携して見直しの検討が進められ、平成 22 年 6 月 18 日に閣議決定された。

今回の改定では、再生可能エネルギーの導入拡大が謳われており、2020 年までに一次エネルギー供給割合 10%の実現に向け、具体的な取り組み策が挙げられている。

### 【改定のポイント】

#### 1. 基本的視点

エネルギー政策の基本である 3E（エネルギーセキュリティ、温暖化対策、効率的な供給）に加え、エネルギーを基軸とした経済成長の実現と、エネルギー産業構造改革を新たに追加。

#### 2. 2030 年に向けた目標

- 1) エネルギー自給率及び化石燃料の自主開発比率を倍増、自主エネルギー比率を現状の 38%から 70%程度まで向上
- 2) ゼロ・エミッション電源(原子力及び再生可能エネルギー由来)比率を現状の 34%から約 70%に引き上げ
- 3) 「暮らし」(家庭部門)の CO2 を半減
- 4) 産業部門での世界最高のエネルギー利用効率の維持・強化
- 5) 我が国企業群のエネルギー製品等が国際市場でトップシェア獲得

#### 3. 目標実現のための取組

- \* 資源確保・安定供給強化への総合的取組
- \* 自立的かつ環境調和的なエネルギー供給構造の実現
- \* 低炭素型成長を可能とするエネルギー需要構造の実現
- \* 新たなエネルギー社会の実現
- \* 革新的なエネルギー技術の開発・普及拡大
- \* エネルギー・環境分野における国際展開の推進
- \* エネルギー国際協力の強化
- \* エネルギー産業構造の改革に向けて
- \* 国民との相互理解の促進と人材の育成
- \* 地方公共団体、事業者、非営利組織の役割分担、国民の努力等

### 【再生可能エネルギーの導入拡大について】

#### 目指すべき姿

2020 年までに一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を 10%に。

#### 具体的な取組

- ①固定価格買取制度の構築
- ②系統安定化対策
- ③導入支援策
- ④技術開発・実証事業等の推進
- ⑤規制の見直し・緩和
- ⑥個別対策の推進

出典：エネルギー基本計画（経済産業省）

### ③ 温室効果ガスの25%削減目標（2020年）

平成21年9月、当時の鳩山首相が2020年に対1990年比で25%温室効果ガスを削減すると表明した。中期目標のほか、国内排出量取引、地球温暖化対策税（環境税）、再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度などの検討や実施が盛り込まれている。

再生可能エネルギーについては、一次エネルギーに占める割合を10%にするとされている。

また、2020年までの温室効果ガスの25%削減を実現するために、小沢環境大臣が提示した中長期ロードマップの中では、図2-6～図2-8に示すような対策及び導入量が設定されている。

主要な対策項目		2020年の絵姿
日々の暮らし	<b>【住宅】</b> (家庭部門) <給湯器の導入> 電気ヒートポンプ給湯器 潜熱回収型給湯器 太陽熱温水器 <太陽光発電の導入> 太陽光発電(住宅) <住宅性能> 新築住宅 既存住宅	> 2005年:50万台(100世帯に1世帯) →2020年:最大1,640万台(3世帯に1世帯) 約33倍 > 2005年:20万台(500世帯に1世帯) →2020年:最大2,520万台(2世帯に1世帯) 約126倍 > 2005年:350万台(14世帯に1世帯) →2020年:最大1,000万台(5世帯に1世帯) 約3倍 > 2005年:114万kW(26万世帯) →2020年:最大2,440万kW(1,000万世帯) 約21倍 > 2005年:新築住宅の次世代基準達成率30% →2020年:新築住宅の次世代基準以上の基準達成率100% > 2005年:既存住宅の次世代基準達成率4%程度 →2020年:既存住宅の次世代基準以上の基準達成率30%程度
	<b>【建築物】</b> (業務部門) <空調の効率> 空調効率 <建築物性能> 新築建築物 既存建築物	> 2005年:COP2~4 → 2020年:COP3~5 > 2005年:新築建築物の平成11年基準達成率56% →2020年:新築建築物の平成11年基準以上の基準達成率100% > 2005年:既存建築物の平成11年基準達成率6% →2020年:既存建築物の平成11年基準以上の基準達成率67%
日々の暮らし	<b>【自動車】</b> (運輸部門) 環境対応車の普及	> 2005年:次世代自動車の新車販売台数約6万台 →2020年:約250万台
	<b>【鉄道・自動車・船舶】</b> (運輸部門) 鉄道車両のエネルギー消費原単位削減率 船舶のエネルギー消費原単位削減率 航空機のエネルギー消費原単位削減率	> 2020年:10%(2005年比) > 2020年:20%(2005年比) > 2020年:24%(2005年比)
	<b>【地域づくり】</b> (運輸部門、家庭・業務部門) 自動車走行量 未利用熱の利用量	> 公共交通の分担率約2倍等による自動車走行量1割削減 > 未利用熱の利用量 100万t-CO2分
	<b>【地域づくり】</b> (農山漁村) (運輸部門、家庭・業務部門) 森林経営活動(吸収源) 伐採木材(吸収源)	> 年間55万ha程度の間伐等 > 国産木材の利用促進

図 2-6 2020年に90年比25%削減を実現するための対策・施策

出典：地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ（小沢試案）

ものづくり	【ものづくり】 (産業部門)	鉄鋼、化学、窯業土石、紙・パルプ等	次世代コークス炉を更新時に建設することにより、現状の1基から2020年に6基とするなど、更新時にはすべて世界最先端の技術を導入
エネルギー供給	【エネルギー供給】 (エネルギー転換部門)	<再生可能エネルギー> 太陽光発電(住宅以外)	2005年:30万kW →2020年:最大2,560万kW 約85倍
		風力発電	2005年:109万kW →2020年:最大1,131万kW 約10倍
		地熱発電	2005年:53万kW →2020年:最大171万kW(温泉発電含む) 約3倍
		中小水力発電(3万kW以下)	2005年:40万kW →2020年:最大600万kW 約15倍
		<CO2回収貯留(CCS)> CCS	2020年:回収量 最大440万t-CO2
		<原子力発電> 原子力発電	現状:54基、2008年度の稼働率60% →2020年:最大62基(8基新增設)、稼働率最大88%

図 2-7 2020年に90年比25%削減を実現するための対策・施策(続き)

出典:地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ(小沢試算)

対策名	対策導入量		削減量(万tCO2)		
	2005年	2020年 ▲25%			
再生可能エネルギー導入量	⑥-1 太陽光発電	(住宅と建築物の合計) 石油換算万kL 万kW	35 144	1,222 5,000	3,200
	⑥-2 風力発電	石油換算万kL 万kW	44 109	465 1,131	
	⑥-3 大規模水力	石油換算万kL 万kW	1,625 2,021	1,784 2,156	2,000
	⑥-4 中小水力	石油換算万kL 万kW	35 40	744 600	
	⑥-5 地熱発電	石油換算万kL 万kW	76 53	244 171	240
	⑥-6 太陽熱利用	石油換算万kL	61	178	
	⑥-7 バイオマス発電	石油換算万kL 万kW	462 409	860 761	780
	⑥-8 バイオマス熱利用	石油換算万kL	470	887	
	うちバイオ燃料 (持続可能性を満たすもののみ)(再掲)	全消費量 石油換算万kL	-	200	

※発電を伴う対策の削減量については、火力発電による排出係数をもとに計算

※削減量は、2020年における固定ケース(技術の導入状況やエネルギー効率が現状の状態でも固定されたまま将来にわたり推移すると想定したケース)からの削減量。

図 2-8 ゼロカーボンエネルギー対策

出典:地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ(小沢試算)

#### ④ 長期エネルギー需給見通し

「長期エネルギー需給見通し」は、将来の我が国のエネルギー需給構造の姿を描いたものであり、日本のエネルギー政策の最も根幹をなす政策目標である。経済産業大臣の諮問機関である総合資源エネルギー調査会において、約3年に一度策定されている

最新版は、平成21年8月に再計算された表2-1である。これは、平成20年5月に策定した長期エネルギー需給見通しをベースに、経済成長、エネルギー価格、交通需要見通し等の諸前提の変更を行い、2020年、2030年におけるエネルギー需給の姿及びエネルギー起源CO2排出量について再計算を行ったものである。

この中では、最先端のエネルギー技術の進展、導入の効果が最大限発揮された場合に想定される一次エネルギーに占める再生可能エネルギーの割合（新エネルギーに水力、地熱を加えたもの）は、2020年で8%※、2030年では11%と試算されている。

※：一次エネルギーに占める再生可能エネルギーの割合は、平成22年6月18日に閣議決定されたエネルギー基本計画で、再生エネルギーの導入拡大が謳われ、10%とされている。

表 2-1 一次エネルギー国内供給の見通し

(単位：原油換算百万kl)

一次エネルギー国内供給 エネルギー別区分	2005年度		2020年度						2030年度					
	588		現状固定ケース 627		努力継続ケース 596		最大導入ケース 553		現状固定ケース 637		努力継続ケース 590		最大導入ケース 515	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
石油	255	43%	227	36%	215	36%	190	34%	220	35%	204	35%	168	33%
LPG	18	3%	18	3%	18	3%	18	3%	18	3%	18	3%	17	3%
石炭	123	21%	128	20%	120	20%	107	19%	131	21%	119	20%	92	18%
天然ガス	88	15%	114	18%	103	17%	89	16%	112	18%	94	16%	71	14%
原子力	69	12%	99	16%	99	17%	99	18%	107	17%	107	18%	107	21%
水力	17	3%	19	3%	19	3%	19	3%	19	3%	19	3%	20	4%
地熱	1	0%	1	0%	1	0%	1	0%	1	0%	1	0%	2	0%
新エネルギー等	16	3%	22	3%	22	4%	30	5%	29	5%	29	5%	38	7%

(注) 「新エネルギー等」には、新エネルギーの他に炉頂圧発電（製鉄所の高炉ガスを活用した発電）等の廃棄エネルギー活用が含まれる。

出典：長期エネルギー需給見通し 2009年8月（資源エネルギー庁）

## ⑤ 新成長戦略

平成 21 年 12 月に新成長戦略（基本方針）が閣議決定され、強みを活かす成長分野として環境・エネルギーが掲げられた。この基本方針に沿って、平成 22 年 6 月 18 日に「新成長戦略」が閣議決定された。

同戦略では、「グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」として、「50兆円超の環境関連新規市場」、「140万人の環境分野の新規雇用」、「日本の民間ベースの技術を活かした世界の温室効果ガスの13億トン以上の削減」が2020年までの目標として設定されている。

また、同戦略の「21の国家戦略プロジェクト」の一つとして、「『固定価格買取制度』の導入等による再生可能エネルギー・急拡大」が位置づけられるとともに、同戦略の実行計画（工程表）では、「再生可能エネルギーの国内一次エネルギー供給に占める比率を10%にする」目標が設定されている。

## I 環境・エネルギー大国戦略

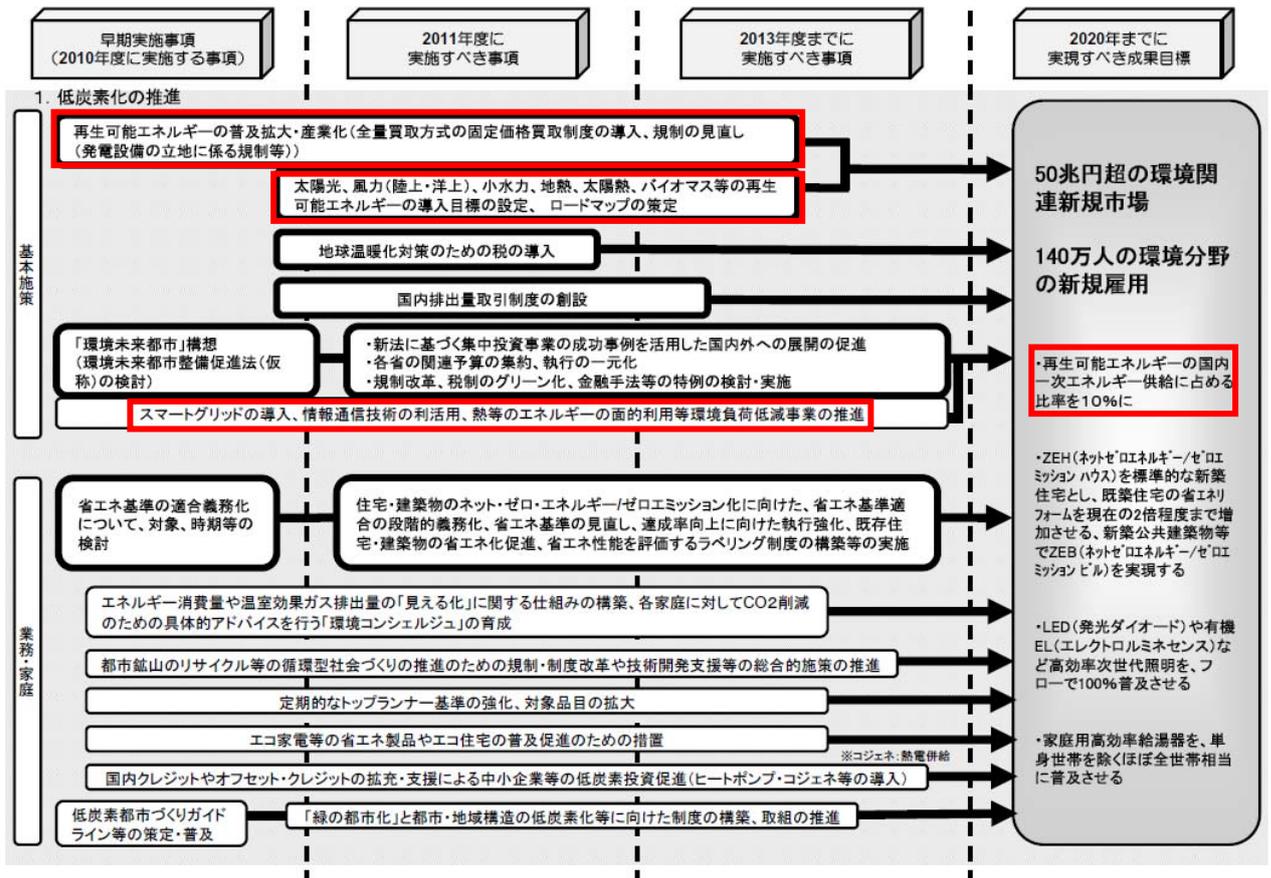


図 2-9 グリーンイノベーションによる環境・エネルギー大国戦略 工程表

出典：新成長戦略

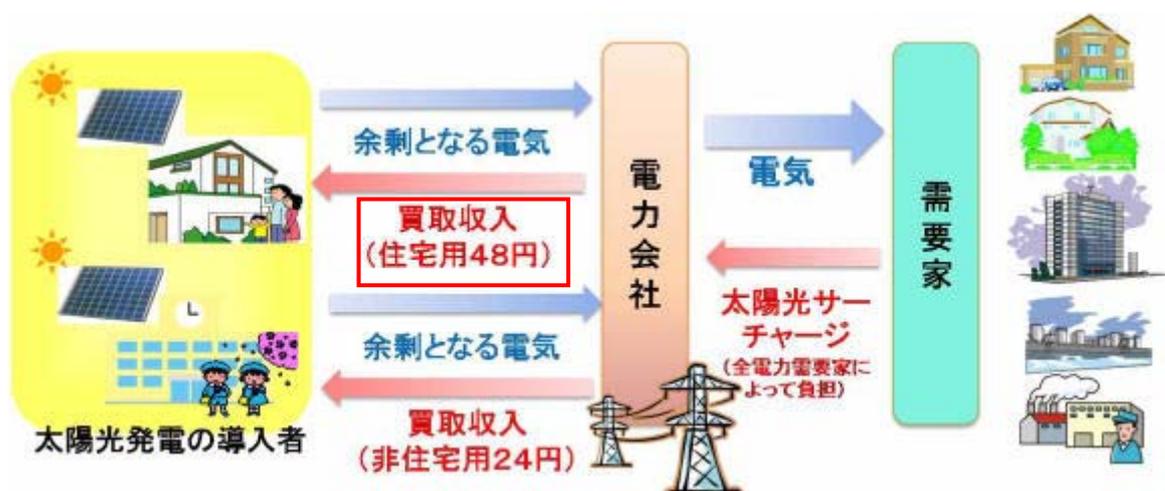
### 3) 最近の施策

#### ① 国の住宅用太陽光発電補助制度

国の住宅用太陽光発電設置に対する補助制度は平成 17 年度末で廃止されたが、平成 21 年 1 月から国の補助制度が再開された。補助単価は 1kW あたり 7 万円で、一般家庭で平均的な出力 3.5kW を設置した場合、1 戸あたりの補助額は、約 25 万円となる。

#### ② 太陽光発電の余剰電力買取制度

平成 21 年 11 月から、太陽光発電によって発電した電力のうち、自家消費しない余剰電力を電力会社がい取る制度が開始された。買取期間は、買取を開始した時点から 10 年間で、買取価格は固定となる。買取コストは電気を使用する全ての方々に負担をする「全員参加型」の制度となっている。住宅の場合、余剰電力の買取価格は 48 円/kWh である。



(※) 当初は住宅用は 48 円/kWh、非住宅用は 24 円/kWh  
自家発電設備等併設の場合は住宅、非住宅それぞれ 39 円/kWh、20 円/kWh

図 2-10 太陽光発電の余剰電力買取制度

出典：資源エネルギー庁 HP

#### ③ 再生可能エネルギーの全量買取制度の検討

エネルギー源の多様化、地球温暖化対策のみならず、環境関連産業育成の観点からも重要な再生可能エネルギーの導入拡大のため、平成 21 年 11 月、国により「再生可能エネルギーの全量買取に関するプロジェクトチーム」が設置され、検討が進められている。

買取の対象としては、太陽光発電<sup>\*</sup>、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電が挙げられている。

<sup>\*</sup>ただし、先行して余剰電力の買取制度がスタートしている太陽光発電については、省エネインセンティブ、制度の継続性、配線工事に要する費用負担が生じるなどの理由から、現行制度を続ける選択もあり得ることを示している。

#### 4) 京都議定書に示された新エネルギー導入の進捗状況

平成 17 年 4 月に策定された京都議定書目標達成計画では、平成 22 年（2010 年）までに新エネルギー全体の導入目標を 1,910 万 kl として掲げている。これに対する最新の導入実績は、2007 年時点で 1,293kl である（約 67.7%）。

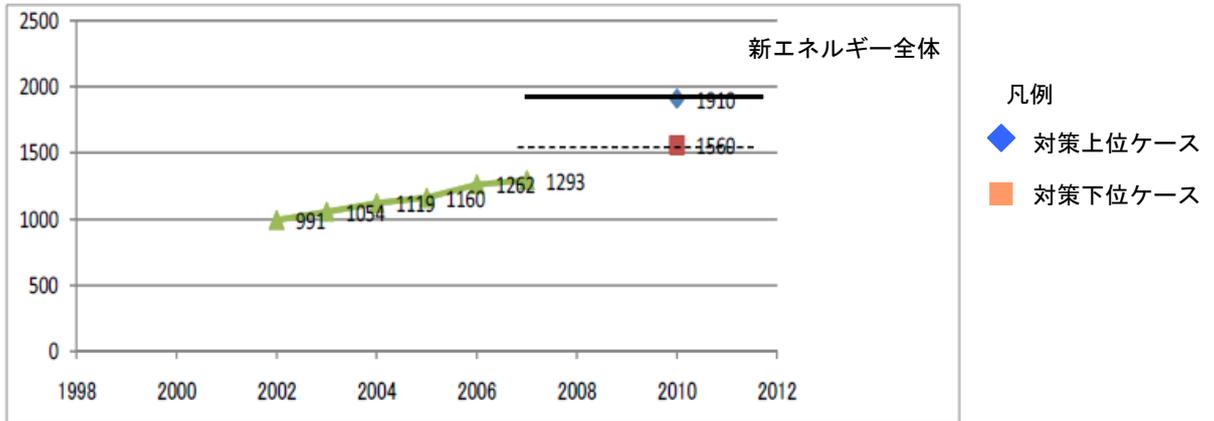
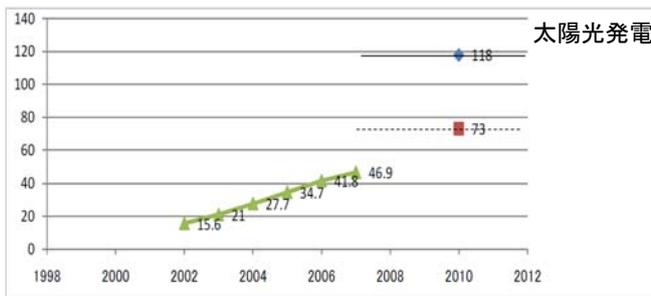
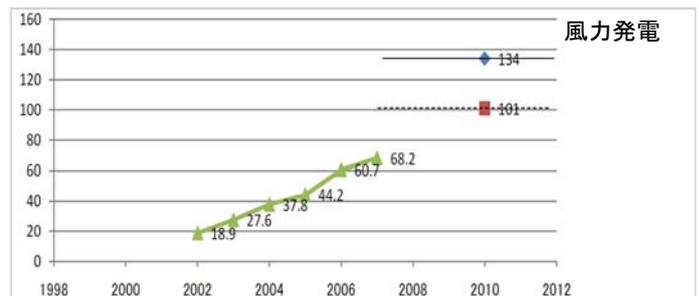


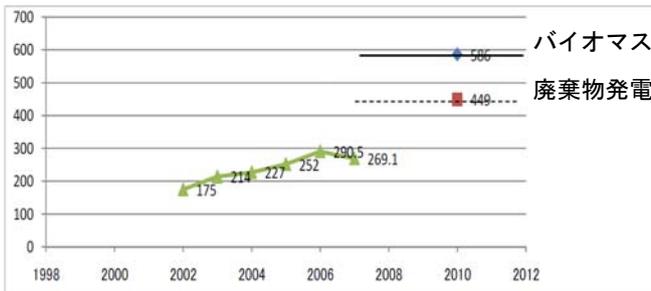
図 2-11 2007 年までの新エネルギー全体の導入実績



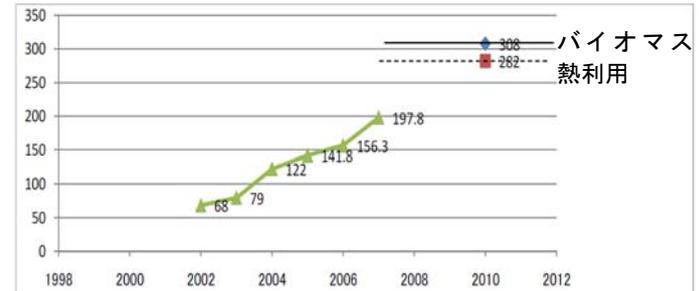
- 2007 年実績値は、46.9 万 kl。2002 年実績と比較して、3 倍の増加。
- 今後の生産拡大によるコスト低下に伴う導入拡大、平成 20 年度より開始した住宅用太陽光発電等の導入支援の一層の強化により、導入目標の達成を見込んでいる。



- 2007 年実績値は、68.2 万 kl。2002 年実績と比較して、3.6 倍の増加。
- 系統制約の緩和や導入支援の一層の強化により、導入目標の達成を見込んでいる。



- 2007 年実績値は、269.1 万 kl。2006 年度より 21.4 万 kl 減少。
- 主な原因としては、廃棄物の排出量減少や経済状況による設備投資の減少が考えられる。



- 2007 年実績値は、197.8 万 kl。
- 2002 年実績と比較して、約 3 倍の増加である。近年の増加量が約 28 万 kl/年であることに加えて、バイオ燃料に関する各省庁の積極的な技術開発・導入支援、品質確保の制度整備、税制の創設により導入量の達成を見込んでいる。

図 2-12 個別の新エネルギーの導入実績

5) その他

温室効果ガスの排出量の中期目標として、2020年時点を目標年次として、数値目標を盛り込んだ「地球温暖化対策基本法案」が平成22年3月に閣議決定されたが、平成22年6月、法案は廃案となった。

地球温暖化対策基本法案の概要

法律の必要性

➢ 鳩山総理大臣の国連演説に基づき、地球温暖化対策を推進するため、中長期的な排出削減目標を設定し、あらゆる政策を総動員することを明らかにする必要がある。

法案の概要

目的

➢ 地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応が人類共通の課題であり、国際的枠組みの下で取り組むことが重要であることにかんがみ、温室効果ガスができる限り排出されない社会を実現するため、経済の成長、雇用の安定及びエネルギーの安定的な供給の確保を図りつつ地球温暖化対策を推進し、地球環境の保全並びに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与

基本原則

➢ 地球温暖化対策として以下の原則を規定

- ・ 新たな生活様式の確立等を通じて、経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果ガスの排出削減ができる社会を構築
- ・ 国際的協調の下の積極的な推進
- ・ 地球温暖化の防止等に資する産業の発展及び就業の機会の増大、雇用の安定
- ・ エネルギーに関する施策との連携、エネルギーの安定的な供給の確保
- ・ 経済活動・国民生活に及ぼす効果・影響についての理解を得る

等

中長期目標

➢ 温室効果ガス削減目標：公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提として、2020年までに25%を削減。また、2050年までに80%を削減(いずれも1990年比)

➢ 一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を10%(2020年)とする。

基本計画

➢ 地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定

基本的施策

<p>《地球温暖化対策のうち特に重要な具体的施策》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 国内排出量取引制度の創設(法制上の措置について、施行後1年以内を目途に成案を得る)</li> <li>➢ 地球温暖化対策のための税の平成23年度からの実施に向けた検討その他の税制全体のグリーン化</li> <li>➢ 再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度の創設その他の再生可能エネルギーの利用の促進</li> </ul> <p>《日々の暮らし》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 機械器具・建築物等の省エネの促進</li> <li>➢ 自発的な活動の促進</li> <li>➢ 教育及び学習の振興</li> <li>➢ 排出量情報等の公表</li> </ul> <p>《国際協調等》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 国際的連携の確保、国際協力の推進</li> </ul>	<p>《地域づくり》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 都市機能の集積等による地域社会の形成に係る施策</li> <li>➢ 自動車の適正使用等による交通に係る排出抑制</li> <li>➢ 森林の整備、緑化の推進等温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化</li> <li>➢ 地方公共団体に対する必要な措置</li> </ul> <p>《ものづくり》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 革新的な技術開発の促進</li> <li>➢ 機械器具・建築物等の省エネの促進</li> <li>➢ 温室効果ガスの排出の量がより少ないエネルギーへの転換、化石燃料の有効利用の促進</li> <li>➢ 地球温暖化の防止等に資する新たな事業の創出</li> </ul> <p>➢ 原子力に係る施策</p> <p>➢ 地球温暖化への適応</p> <p style="text-align: right;">等</p>
---	--

図 2-13 地球温暖化対策基本法案の概要